

いろど

彩りコミユナス

IRODORI COMYUNAS

埼玉県行政書士会情報誌

夏号

Vol.12

【巻頭グラビア特集】

吉川市

なまずの里 吉川

三郷市

水と緑の郷 三郷

松伏町

音楽と自然豊かなまち 松伏

- ご存知ですか？ ドローンのルール
- 民泊新法がはじまりました
- 平成30年度 行政書士制度広報月間

なまずの里 吉川

吉川市は市の東西を江戸川・中川が流れ、川から捕れる川魚料理で江戸時代から有名でした。平成8年からは「なまず」による町おこしを行っており、吉川駅前には金のなまずのモニュメントが設置されています。



写真撮影：関口哲雄

吉川駅前なまずモニュメント



写真提供：吉川市

吉川産なまずの養殖

農事組合法人吉川受託協会では平成8年からなまずの養殖を行っています。地下水を利用して飼育されたなまずは臭みが少なく、市内の料亭などに出荷されています。

農事組合法人吉川受託協会
吉川市三輪野江1-8
☎ 048-982-8411



写真提供：吉川市

料亭 糀家

創業400余年 歴史上の著名人も訪れた老舗料亭

江戸の創業当時からの面影を残す佇まいの中で、ゆったりとした時間を過ごせます。



写真撮影：関口哲雄

川魚料理

吉川は、江戸川と中川に囲まれた川のまちです。

そのため、約四百年の昔から川魚料理の伝統があります。

「吉川に来て、なまず、うなぎ食わずなかれ」の言葉とおり、

今でも割烹・料亭が数多く、伝統の味を伝えていきます。



吉川の郷土料理「なまずのたたき揚げ」や新鮮だからこそ楽しめる「刺身」など、様々ななまず料理を楽しむことができます。



写真撮影：坂東明美

営業時間：午前 11:30 ~ 21:30
定休日：不定休
吉川市平沼 173 ☎ 048-982-0009
<http://www.yoshikawa-kojiya.com/>



16代目のご主人齊藤忠行様と専務の齊藤理志様



写真撮影：関口哲雄

CONTENTS



《巻頭グラビア》

- 2~3.....なまずの里 吉川
- 4.....水と緑の郷 三郷
- 5.....音楽と自然豊かなまち 松伏
- 6~7.....吉川・三郷・松伏 周辺見どころ

特集

- 8.....ご存知ですか？ドローンのルール
- 10.....民泊新法がはじまりました
- 12.....平成30年度行政書士制度広報月間
- 14.....行政書士定期無料相談会

◎協力・写真提供：吉川市、三郷市、松伏町、料亭糀家、農事組合法人吉川受託協会
◎取材・本文写真撮影：関口哲雄、中小路隆哉、早坂舜、坂東明美



表紙写真
SLパレオエクスプレス(株父)
写真撮影：関口哲雄

水と緑の郷 三郷

豊かな自然に囲まれた三郷市は、サイクリングなどのスポーツを楽しむことができます。



© 三郷市キャラクター
「かいちゃん&つぶちゃん」

江戸川サイクリングロード



写真撮影：関口哲雄

みさと風のひろば



写真撮影：関口哲雄

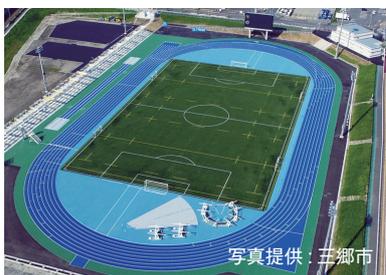
江戸川サイクリングロードの途中にある休憩所は、玉ねぎの様なアーチに囲まれたベンチが有名です。

三郷市三郷1丁目地先

セナリオハウスフィールド三郷

平成30年6月にオープン、400mブルートラックを備えた日本陸連の公認陸上競技場。三郷市は東京オリンピック・パラリンピック大会のギリシャ共和国のホストタウンに登録されました。

三郷市泉3-4



写真提供：三郷市

四季折々の花を楽しめる緑道は、市民の憩いの場になっています。

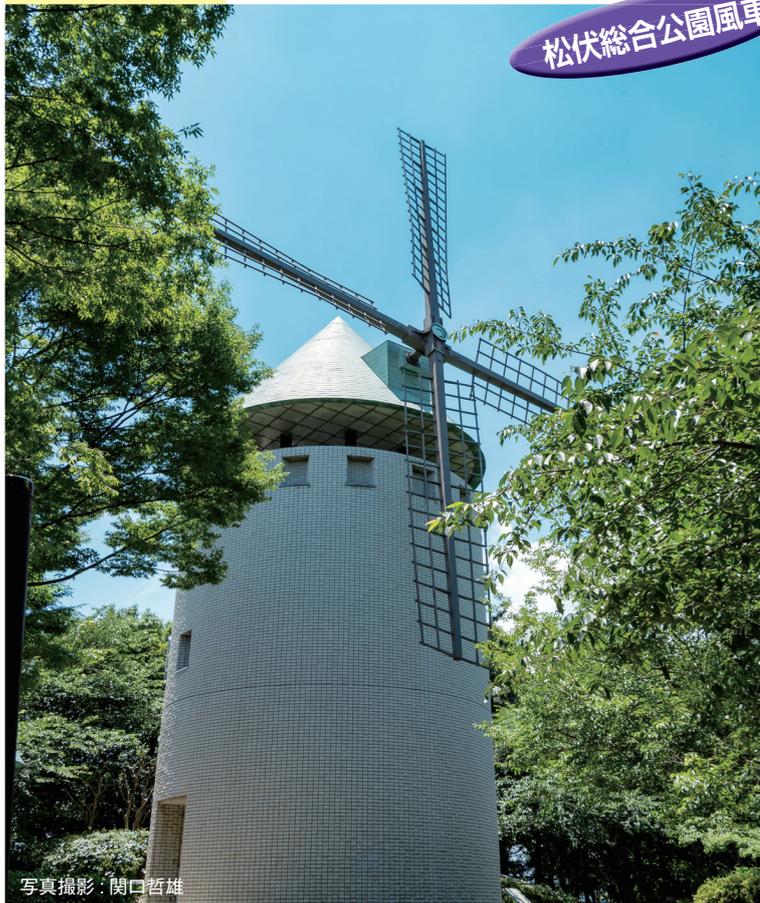
二郷半用水緑道



写真提供：三郷市

音楽と自然豊かなまち 松伏

豊かな自然と田園風景の広がる松伏町。平成31年4月には町制施行50周年を迎え、様々なイベントが開催される予定です。



松伏総合公園風車

写真撮影：関口哲雄

町のシンボルであるスペイン風のデザインの風車は、屋上が展望台になっており周囲の風景を一望できます。

松伏町ゆめみ野東4-1



田園ホール・エローラ

写真撮影：関口哲雄



写真撮影：関口哲雄

中央公民館に併設されている「田園ホール・エローラ」は、日本初のコンピューターによるデジタル音響設計を導入した、国内有数の音楽ホールです。

松伏町ゆめみ野東3-14-6

県営まつぶし緑の丘公園

広大な敷地を利用した
水辺・里山・広場の3つのゾーンがあります！

心も体も元気になる緑豊かな公園です。季節に応じたイベントがあり、ポピーの咲き誇る5月とコスモスがきれいな10月には、各種模擬店やアクションを楽しめる花まつりが開催されます。

松伏町大川戸2606-1



写真提供：松伏町

まつぶしPR大使の高橋彩音です。魅力いっぱいの松伏町にぜひ来てください!!



AKB48 チーム8 埼玉代表



じゃぶじゃぶ流れ

写真提供：松伏町



咲き誇るポピー

写真提供：松伏町

吉川・三郷・松伏

周辺見どころ

四季おりおりの見どころがいっぱい!!

吉川



モニュメント「風の森(新宮晋作)」

吉川美南駅前にあるモニュメント。吉川駅から吉川美南駅にかけて様々なモニュメントが設置されており、散策しながら鑑賞することができます。



写真提供：吉川市

さくら通り

吉川駅近くにある桜並木は約3kmあり、桜を眺めながら散歩を楽しむことができます。

三郷



写真提供：三郷市

みさとサマーフェスティバル花火大会

江戸川河川敷から音楽に合わせて打ち上げられるダイナミックな花火が見どころ。埼玉県内でも有数の人気が高い花火大会です。

☆開催日：平成30年8月25日



写真提供：三郷市

三郷市のオビシャ(大広戸の蛇祭り)

稲わらで作った蛇を使って無病息災を願う祭りで、埼玉県の選択無形民俗文化財となっています。

松伏



写真提供：松伏町

大落古利根川の桜

大落古利根川沿いの遊歩道に、約150本の桜が花を咲かせます。空気の澄んだ日には遠く富士山を望むこともできます。



写真提供：松伏町

からし菜

大落古利根川と中川の川岸では、春になるとからし菜が一面に咲き誇ります。



写真提供：吉川市

吉川八坂祭り

吉川八坂神社の祭礼で約400年の歴史があり、神輿を頭上高く投げ上げる「暴れ神輿」で有名です。

☆開催日：7月中旬

吉川市民祭り

パレードや縁日などの各種イベントが行われるほか、吉川の郷土料理「なまずのたたき揚げ」の販売も行われます。

☆開催日：平成30年11月18日



写真提供：吉川市



写真提供：三郷市

misato style

屋外ステージでのジャズバンドの生演奏を聴きながら、市内外のさまざまなグルメを楽しめるイベントです。

☆開催日：平成30年8月4日

みさとイルミネーション

三郷の冬の風物詩、JR三郷駅に華やかなイルミネーションが出現、幻想的な風景を楽しむことができます。

☆開催日：11月後半から3月中旬(予定)



写真提供：三郷市



写真提供：松伏町

ささら獅子舞

五穀豊穡、悪疫退散を願って正保年間に松伏神社で始まり、毎年夏の例大祭(7月15日に近い日曜日)などで行われています。

☆開催日：7月中旬

ミニまつぶし

18歳以下ならだれでも参加できる職業体験イベントです。松伏町以外からも参加者が集まる人気のイベントです。

☆開催日：平成31年3月23日(土)・24日(日)



写真提供：松伏町

ご存知ですか

近年、ドローンは誰でも手軽に入手できるようになり、産業用だけではなく個人の趣味としても活用されるようになりました。

一方で、墜落して人にけがをさせるなどの事故も発生しています。重大な事故を防ぐため、ドローンの飛行には「航空法」でルールが定められており、一定の場合には許可・承認の手続きが必要となります。

ドローンとは

「航空法」においてドローンは「無人航空機」(航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの)と定められています。(ただし、重量が200グラム未満のものは対象外)



飛行禁止の空域

次の空域に該当するところは、原則として飛行が禁止されており、これらの空域で無人航空機を飛行させる場合には、国土交通大臣の許可が必要となります。

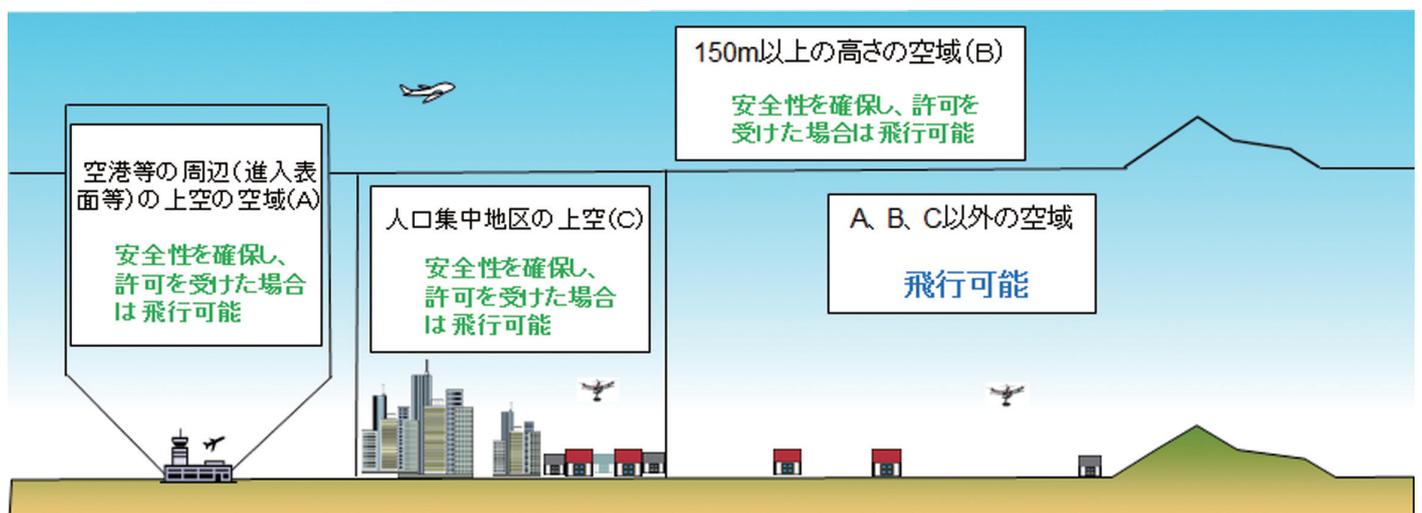
(A) 空港等の周辺

埼玉県の場合には、**航空自衛隊入間基地**と**ホンダエアポート**(所在地: 桶川市・川島町)の他、**川越市・さいたま市に所在するヘリポート周辺**が該当します。

(B) 地表または水面から150m以上の高さの空域

(C) 人口集中地区の上空

(A)あるいは(C)に該当する地域については、国土交通省航空局ホームページを通じて確認することができます。

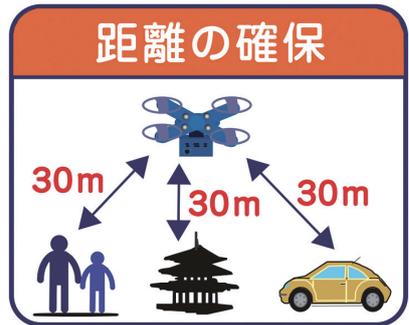
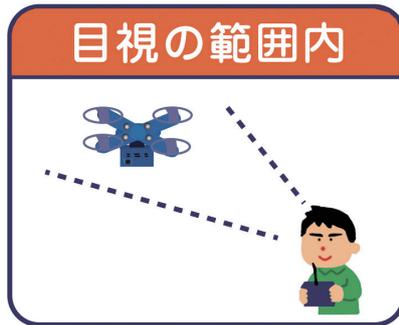
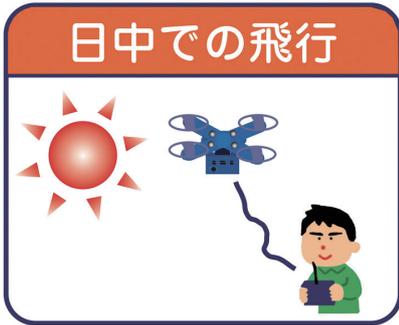


? ドローンのルール

飛行の方法

飛行させる場所にかかわらず、次のルールを守ることが必要です。

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！これらの方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要ですので、所定の手続きを行ってください。



出典：改正航空法概要ポスター（国土交通省）

その他

- ①許可・承認が必要な場合には、飛行させる**10日前**までに申請書を提出することが必要です。
- ②許可を得ず「飛行禁止の空域」を飛行したり、承認を得ず「飛行の方法」以外の方法で飛行した場合は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。



ドローンの操縦にあたって、国や地方自治体が認定する「資格」や「免許」はありません。しかしながら、日頃から不測の事態を想定した操縦訓練を行う等技量の保持に努めるほか、他人の身体や財産に損害を与えるといった不測の事態に備え、保険に加入しておくこともおすすめします。

ドローンの許可・承認申請に関することはお近くの行政書士までお問い合わせください。

民泊新法がはじ

ここ数年、急増する訪日外国人観光客への対応や、増加している空き家の有効活用といった観点から、民泊に対する期待が高まっています。

一方で、民泊については、公衆衛生の確保や、地域住民等とのトラブル、必要な許可を得ずに営業を行っているなどの問題点も指摘されています。

こうした課題を解決するため平成30年6月に住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行されました。

対象となる 3つの事業者



住宅宿泊事業者

宿泊料を受けて、人を住宅に宿泊させる事業を営む者をいいます。

※都道府県知事への届出が必要です。

住宅宿泊管理業者

法で定める一定の場合に、住宅宿泊事業者から委託を受け報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う者をいいます。

（住宅宿泊管理業務とは、法第5条から第10条までの規定による業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅の維持保全に関する業務をいいます。）

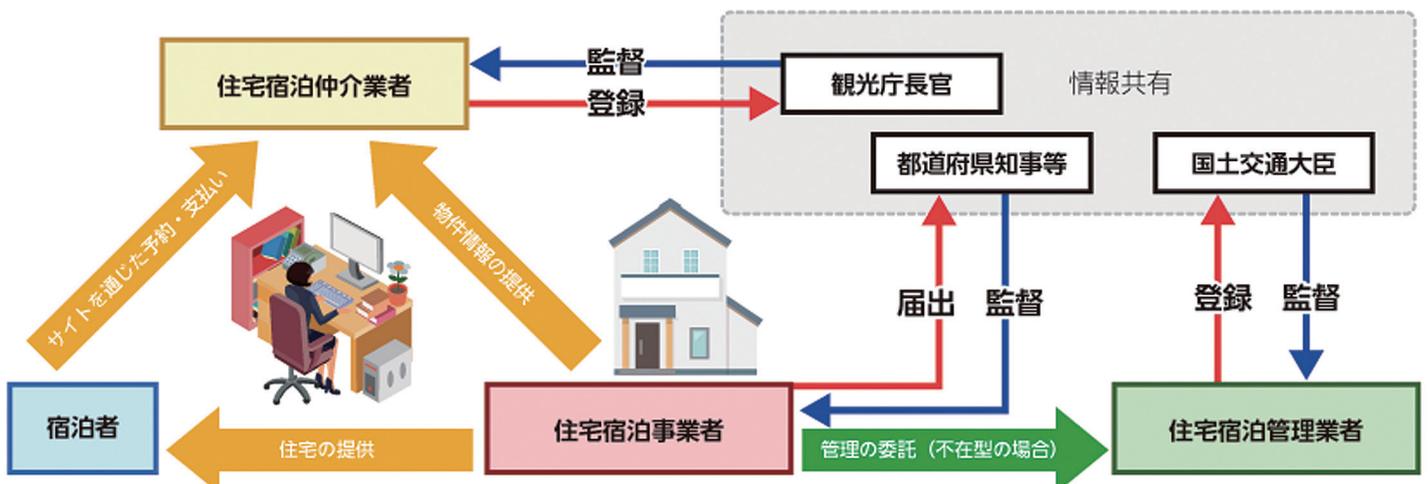
※国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

住宅宿泊仲介業者

報酬を得て、宿泊者と住宅宿泊事業者を仲介する事業を営む者をいいます。

インターネットを通じてマッチングサービスを行ういわゆる民泊仲介サイト等が該当します。

※観光庁長官の登録を受ける必要があります。



まりました

住宅宿泊事業者 となって 民泊を始めるには



宿泊日数の制限

人を宿泊させる日数が**1年間で180日**を超えてはいけません。

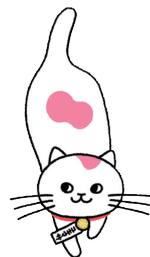
住宅の条件

「**台所**」、「**浴室**」、「**便所**」、「**洗面設備**」が備えられた施設でなければいけません。

居住要件

以下の要件のいずれかを満たすことが必要です。

- 現に人の生活の本拠として使用されていること
- 入居者の募集が行われていること
- 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていること

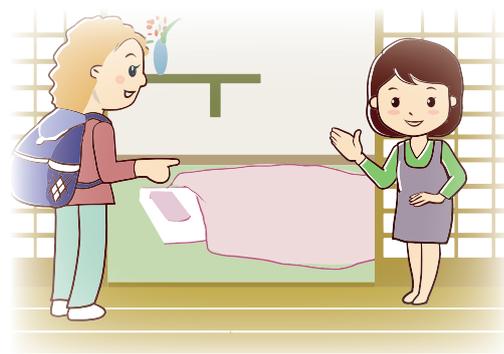


住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置

宿泊者が宿泊した際に、日常生活を営むために必要な機能を維持するために以下のことが義務付けられています。

- 宿泊者の衛生の確保
- 宿泊者の安全の確保
- 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保
- 宿泊者名簿の備付け等
- 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明
- 苦情等への対応

(住宅宿泊事業者は、一定の場合には、上記の措置を住宅宿泊管理業者に委託しなければなりません。)



住宅宿泊事業法以外にも、旅館業法、国家戦略特区法（特区民泊）の許可や認定を受けて民泊を行う方法もあります。また自治体によっては条例によって民泊に独自の制限を設けているところもあります。民泊に関するご相談はお近くの行政書士までご相談ください。

平成30年度 行政書士制度広報月間

10月に

無料相談会 開催!



10月は、県内各地の特設会場で行政書士による無料相談会が行われます。この相談会は「行政書士制度広報月間」の行事として毎年行われているもので、これまでも多くの方々にお越しいただき、ご好評をいただいております。この機会に、ぜひお近くの相談会場をご利用ください。

予約は必要ですか？

予約は必要ありません。当日、お気軽にお近くの会場へお越しください。

秘密は守ってもらえますか？

行政書士には法律により守秘義務が課せられています。ご相談の内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

10月は都合が悪くて相談会に行くことができません。

県内各地の市役所や町役場などで、定期的に相談会を開催しています。14～15ページに定期開催会場の情報を掲載していますので、そちらもご覧ください。

このような相談にお答えします

暮らしの相談

相続・遺言

クーリングオフ

内容証明

成年後見

各種契約書

交通事故



事業の相談

法人設立

運送業許可

建設業許可

風俗営業許可

宅建業免許

産業廃棄物処理業許可



平成30年度10月行政書士制度広報月間～無料相談会特設会場

	地 区	日 時	会 場
あ	上尾市	6日(土) 10:00～16:00	JR上尾駅西口 自由通路
か	春日部市	13日(土) 14日(日) 10:00～16:00	大沼運動公園内春日部市民体育館 (かすかべ商工まつり)
	川口市	13日(土) 10:00～16:00	キュボ・ラ5階 中央図書館前広場
	川越市	13日(土) 10:00～16:00	ウェスタ川越3階 研修室4
	行田市	27日(土) 13:00～17:00	忍・行田公民館
	久喜市	13日(土) 10:00～15:00	久喜駅西口駅前広場
	熊谷市	13日(土) 10:00～16:00	八木橋百貨店 東口玄関口
	鴻巣市	6日(土) 10:00～16:00	鴻巣市民活動センター
	越谷市	28日(日) 9:00～16:00	越谷市役所 西口玄関前
	さ	さいたま市 大宮区	6日(土) 10:00～16:00
27日(土) 10:00～15:00			大宮区民ふれあいフェア ソニックシティ第1展示場
〃 浦和区		13日(土) 10:00～16:00	JR浦和駅西口前 浦和コルソ 7階ホール
〃 岩槻区		5日(金) 10:00～16:00	ワッツ東館 1階通路
狭山市		13日(土) 10:00～16:30	イオン狭山店
た	秩父市	21日(日) 10:00～16:00	秩父ミュージアムパーク
	鶴ヶ島市	13日(土) 11:00～16:00	鶴ヶ島市 市民活動推進センター (ワカバウォーク内)
	所沢市	19日(金) 10:00～16:00 27日(土) 10:00～16:00 28日(日) 〃	所沢西武百貨店(所沢駅西口) 所沢航空公園内 市民フェスティバル 〃
な	新座市	13日(土) 14日(日) 10:00～16:00	新座市産業フェスティバル 行政書士ブース
は	飯能市	13日(土) 10:00～16:00	西武池袋線 飯能駅構内
	東松山市	20日(土) 10:00～17:00	ピオニウォーク東松山 3can4on 前
	ふじみ野市	14日(日) 10:00～16:00	ふじみ野市サービスセンター (ココネ上福岡内)
	本庄市	21日(日) 10:00～15:30	児玉商工まつり
や	八潮市	21日(日) 10:00～15:00	八潮市民まつり 行政書士ブース
	吉川市	13日(土) 13:00～17:00	吉川市民交流センター おあしす

行政書士定期無料相談会

	会 場	実施日	時 間	お問い合わせ先
あ	上尾市役所 (要予約)	毎月第3火曜日	13:00 ~ 16:00	市民相談室 048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	12:00 ~ 16:00	上尾支部 048-776-3367
	上尾支部事務所 (レディースデイ)	毎月15日 (相談者・相談員とも女性のみ)	9:30 ~ 12:00	
	朝霞市産業文化センター	日程は朝霞支部にお問い合わせください		朝霞支部 048-462-2666
	伊奈町役場	毎月第3水曜日	13:00 ~ 16:00	住民相談室 048-721-2111(代)
	入間市役所 (要予約)	毎月第2・第4火曜日	13:00 ~ 15:40	市民相談室 04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第2金曜日	9:00 ~ 12:00	防災地域 支援課 0493-72-1221(代)
	桶川市役所	月初開庁日	13:00 ~ 16:00	秘書広報課 048-786-3211(代)
か	春日部市役所	毎月第3火曜日	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-812-5092
	加須市市民プラザかぞ 3階会議室	毎月第1金曜日(祝日 の場合は第2金曜日)	(原則) 13:30 ~ 16:00 ※10:00 ~ 15:00の場合もあり	市民相談室 0480-62-1111(代) 内線 117
	〃 騎西総合支所 2階会議室	お問い合わせください	お問い合わせください	騎西総合支所地域振興課 0480-73-1111(代) 内線 123
	〃 北川辺文化・学習 センター (みのり) 研修室	お問い合わせください	お問い合わせください	北川辺総合支所地域振興課 0280-61-1200(代)
	〃 大利根総合支所 のぎく会議室	お問い合わせください	お問い合わせください	大利根総合支所地域振興課 0480-72-1111(代)
	川口市役所 (要予約)	毎月第1・第3水曜日	13:30 ~ 16:00	市民相談室 048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第4木曜日	10:00 ~ 16:00	広聴課 049-224-5022
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第4土曜日	13:00 ~ 18:00	在留資格・VISAの相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第3水曜日	10:00 ~ 12:00	総務課 049-299-1753
	北本市文化センター	日程は鴻巣支部にお問い合わせください		鴻巣支部 048-541-1459
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第2水曜日(要予約)	13:00 ~ 16:00	埼玉支部 048-554-2702
	行田商工会議所	奇数月の第4水曜日(要予約)	13:00 ~ 16:30	指導課 048-556-4111
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第3水曜日	18:00 ~ 20:00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代) 内線 2633
	久喜市鷲宮総合支所	毎月第3水曜日	14:00 ~ 16:00	
	〃 栗橋総合支所			
	〃 菖蒲総合支所			
	熊谷市役所	毎月第1月曜日	13:00 ~ 16:00	市民相談室 048-524-1111(代)
	鴻巣市民活動センター	日程は鴻巣支部にお問い合わせください		鴻巣支部 048-541-1459
	越谷市中央市民会館	毎月第1金曜日	10:00 ~ 15:00	くらし安心課 048-963-9156
	さ	さいたま市北 区 役 所	毎月第4木曜日	13:30 ~ 16:30 ※市内在住者対象
〃 大宮区役所		毎月第3火曜日	くらし応援室 048-646-3026	
〃 中央区役所		毎月第3金曜日	くらし応援室 048-840-6026	
〃 南区役所		毎月第2火曜日	くらし応援室 048-844-7136	
〃 緑区役所		毎月第1木曜日	くらし応援室 048-712-1137	
〃 岩槻区役所		毎月第4水曜日	くらし応援室 048-790-0128	
坂戸市役所		毎月第2火曜日	10:00 ~ 12:00	
幸手市役所	毎月第3火曜日	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-812-5092	

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご来場ください。

	会 場	実施日	時 間	お問い合わせ先
さ	狭山市役所	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民相談室 04-2953-1111
	白岡市 はびすしらおか	毎月第3水曜日	14:00～16:00	埼玉支部 0480-25-5567
	杉戸町役場	奇数月の25日	13:30～16:00	春日部支部 048-812-5092
	草加市役所(要予約)	毎月第4木曜日	9:00～12:00	広聴相談課 048-922-0566
た	秩父市役所	毎月第2火曜日	13:00～15:00	市民生活課 0494-25-5200
	鶴ヶ島市役所	毎月第2・第4木曜日	13:00～16:00	地域活動推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町 生き生き活動センター	9/18・11/19 H31.1/21・3/18	10:00～12:00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第1・第3火曜日	10:00～12:00	所沢支部 04-2936-8648
	戸田市役所	偶数月の第3月曜日	10:00～12:00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	長瀬町役場	毎月第3月曜日	13:00～15:00	総務課 0494-66-3111(代)
	滑川町役場	奇数月の第4木曜日	10:00～12:00	東松山支部 0493-62-2622
は	蓮田市役所	毎月第3火曜日	13:30～15:30	広報広聴課 048-768-3111
	鳩山町役場	偶数月の第4水曜日	9:00～12:00	総務課 049-296-1214
	羽生市商工会(市民プラザ内)	毎月第2火曜日(要予約)	13:00～16:00	羽生市商工会 048-561-2134
	羽生市役所	毎月第4火曜日(要予約)	13:00～16:00	市民生活課 048-561-1121
	飯能市民活動センター (丸広百貨店7階)	偶数月の第2水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	東松山市役所分室	偶数月の第3木曜日	13:10～16:40	広報広聴課 0493-21-1414
	日高市生涯学習センター	奇数月の第2水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	深谷商工会議所	毎月第4水曜日	9:00～12:00	経営支援課 048-571-2145
	富士見市鶴瀬西交流センター	8/8	10:00～16:00	正木事務所 049-251-3966
	〃 鶴瀬公民館	12/12		
	〃 南畑公民館	H31.2/13		
	ふじみ野市役所本庁舎	毎週月・水・金	13:00～16:00	市民総合相談室 049-262-9025 (市内在住・在勤者対象、要予約)
	〃 大井総合支所	毎週火・水・木・金		
	本庄商工会議所	毎月第4水曜日	13:00～16:00	本庄商工会議所 0495-22-5241
ま	宮代町役場	偶数月の第3木曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-812-5092
	三郷市青少年ホーム	毎月第4火曜日	13:30～15:30	広聴室 048-930-7724
	三芳町役場	H31.1/23・3/27	10:00～16:00	渡邊事務所 049-292-9948
	〃 竹間沢公民館	9/26		
	〃 中央公民館	11/28		
	毛呂山町役場	毎月第3水曜日	10:00～15:00	総務課 049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第3月曜日	13:00～16:00	広聴広報課 048-996-2111
	吉川市民交流センター おあしす	毎月第1木曜日	13:30～15:30	庶務課 048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第3木曜日	14:00～16:00	東松山支部 0493-62-2622
	寄居町商工会	偶数月の第2金曜日	13:00～16:00	寄居町商工会 048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第3木曜日	10:00～12:00	地域支援課 0493-62-2152
わ	蕨市役所(要予約)	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民活動推進室 048-433-7745

あなたのよりよい暮らしをサポートする

成年後見制度

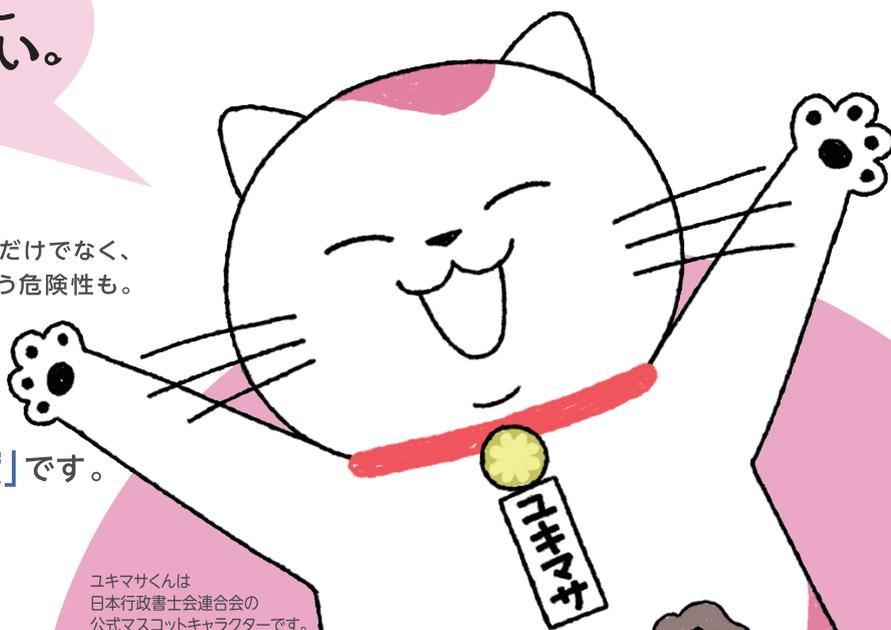
行政書士に
おまかせください。

判断能力が低下すると、
契約や財産の管理が困難になるだけでなく、
悪徳商法や強引なセールスに遭う危険性も。

本人の意思を
最大限尊重しながら
支援できる制度、
それが「**成年後見制度**」です。

これからもずっと
自分らしく暮らせるように
私たち行政書士が皆さまの
明日をサポートします。

コキマサくんは
日本行政書士会連合会の
公式マスコットキャラクターです。



コスモス埼玉

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11
埼玉県行政書士会会館内

TEL 048-833-0647



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター

COSMOS

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10F

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>

コスモス成年後見サポートセンターは日本行政書士会連合会が設立した団体です。

成年後見制度の
スペシャリストが
あなたの相談を
お伺いいたします。
まずは、お気軽に
お問合せください。